

# 運営指導課通信

vol. 1

障がい福祉サービス事業所のみなさま、大阪市福祉局運営指導課です。  
日ごろは、大阪市の福祉行政へのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

運営指導課では、みなさまの事業所運営のお役にたつ情報や運営指導課からのお知らせを『運営指導課通信』として不定期に配信してまいります。

第1号の内容は、4月1日から義務化される「児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表・届出について」のお知らせと、運営指導で指摘となることが多い「障がい福祉事業者の業務継続計画（BCP）について」です。

児童発達支援・放課後等デイサービス・  
居宅訪問型児童発達支援の事業所の皆様

令和7年4月1日から  
義務化されます

## 児童発達支援等における 支援プログラムの作成・公表・届出について

令和6年4月1日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした**事業所等における支援の実施に関する計画を作成するとともに、支援プログラムを広く公表し、その公表方法及び内容を本市へ届け出ることが求められています。**

本市への届出の**締め切りは令和7年3月31日**です。

※公表および届出がされていない場合は、**令和7年4月1日以降に支援プログラム未公表減算（基本報酬の15%）を適用する必要があります**ので、期限内に公表・届出を行うようにしてください。

詳しくは[大阪市ホームページ](#)をご覧ください

裏面：「障がい福祉事業者の業務継続計画（BCP）について」もご覧ください。

# 障がい福祉事業者の業務継続計画（BCP）について

## BCPとは

「Business Continuity Planning」の略称で、日本語に訳すと「業務継続計画」といった意味で、大地震等の自然災害、感染症等のまん延、突発的な経営の変化などの不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことをいいます。

## 障がい福祉サービス事業者に求められていることは

障がい福祉サービス事業者が提供するサービスは、障がい者とそのご家族等の生活を支える上で欠かせないサービスです。災害や感染症が発生した場合であっても、復旧しながら業務を継続することが求められます。

## 防災計画と自然災害BCPの違い

防災計画と自然災害BCPの違い①

	防災計画	BCP
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減	・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害	・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	・以下を最小限にすること ➢ 「死傷者数」 ➢ 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること	・左記に加え、以下を含む ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	・自社の拠点ごと	・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

（参考）厚生労働省 「障害福祉サービス事業所等における自然災害時の業務継続ガイドライン」

自然災害発生時におけるBCPについて考える上で「非常災害対策計画（防災計画）があれば良いのでは？」と思われるかも知れません。非常災害計画の目的は身体生命の安全確保、物的被害の軽減ですが、BCPはこれに加えて、被害が発生した場合に優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧を目指すことを目的としたものになりますので、運営指導では非常災害対策計画（防災計画）と異なるものとして指導しています。

## BCP作成時のポイント

### ★平常時の対応

- ・事前の対策（今何をしておくか）
- ・情報収集・共有体制や情報伝達フロー等の構築
- ・設備機器、什器の耐震固定
- ・浸水による危険性の確認
- ・インフラが停止した場合のバックアップ

### ★緊急時の対応

- ・被災時の対策（どう行動するか）
- ・人命安全のルール策定と徹底
- ・事業復旧に向けたルール策定と徹底
- ・初動対応
  - ①利用者・職員の安否確認、安全確保
  - ②建物・設備の被害点検
  - ③職員の参集

### ★他施設との連携

- ・連携体制の構築 ・連携対応
- ・地域との連携（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣チームへの職員登録）

- ・「災害」「感染症」それぞれへの対応が必要です。
- ・年1回の研修、訓練が必要です。
- ・作成したBCPは定期的な見直しが必要です。
- ・未作成の場合は減算を適用する必要があります。

各項目の具体的な策定内容は、厚生労働省

[「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」](#)を参照ください。

発行：大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課